

## 第23 非常電源（規則第12条、昭和48年告示第1号及び第2号、昭和50年告示第7号、昭和56年告示第10号、平成9年告示第10号及び第11号、平成18年告示第8号関係）

### 1 構成

非常電源は、火災等により常用電源が停電してもこれに替えて電力を供給できるものであり、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備がこれに該当する。

なお、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯（20分間を超える作動が必要な場合を除く。）及び無線通信補助設備（増幅器）の非常電源として、自家発電設備、直交変換装置を有する蓄電池設備及び燃料電池設備を用いることはできない。

### 2 用語の定義

この基準に用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 不燃専用室とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、梁及び屋根をいう。）で防火的に区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室をいう。
- (2) 不燃材料で区画された機械室等とは、不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室で開口部に防火戸を設けてある室をいう。
- (3) キュービクル式とは、非常電源を鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有する外箱に収納したもので、「自家発電設備の基準」（昭和48年告示第1号。以下「告示第1号」という。）、「蓄電池設備の基準」（昭和48年告示第2号。以下「告示第2号」という。）、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年告示第7号。以下「告示第7号」という。）、「燃料電池設備の基準」（平成18年告示第8号。以下「告示第8号」という。）の規定によるものをいう。
- (4) 耐火配線とは、規則第12条第1項第4号ホの規定による配線をいう。
- (5) 耐熱配線とは、規則第12条第1項第5号の規定による配線をいう。
- (6) 引込線取付点とは、需要場所の造営物又は補助支持物に電気事業者又は別敷地から架空引込線、地中引込線又は連接引込線を取付ける電線取付点のうち最も電源に近い場所をいう。
- (7) 保護協調とは、一般負荷電気回路に発生した事故（火災等により短絡、過負荷、地絡等）を直ちに電気回路から切り離し、事故の拡大を防止するために行うものである。遮断器や電力ヒューズによって事故回路を遮断し、健全な回路（非常電源回路）の遮断器やヒューズが動作しないように協調を図り（動作協調）、負荷機器や電路が損傷しないように継電器類の動作特性を調整することをいう。
- (8) 一般負荷回路とは、消防用設備等の非常電源回路以外のものをいう。
- (9) 特別高圧とは、直流又は交流の7,000Vを超える電圧をいう。
- (10) 高圧とは、直流にあつては750Vを、交流にあつては600Vを超え7,000V以下の電圧をいう。
- (11) 低圧とは、直流にあつては750V以下、交流にあつては600V以下の電圧をいう。
- (12) 高調波とは、ひずみ波交流の中に含まれている、基本波（60Hz）の整数倍の周波数をもつ正弦波と定義されている電流のひずみであり、電路や接続機器に悪影響を及ぼす性質があるものをいう。
- (13) 屋側（おくそく）とは、建築物の屋外側面をいう。
- (14) 直交変換装置とは、交流の電流を直流に変換して蓄電池を充電する機能と、直流の電流を交流に変換する機能を併せ持つ装置をいう。

### 3 非常電源の種別

非常電源は、消防用設備等の種別に応じ第23-1表により設置すること。

第23-1表

消防用設備等	非常電源の種類	容 量
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備（注⑥） 水噴霧消火設備 泡消火設備 特定駐車場用泡消火設備	非常電源専用受電設備（注①②に掲げる防火対象物を除く。） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分以上
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	60分以上
屋外消火栓設備	非常電源専用受電設備（注①に掲げる防火対象物を除く。） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分以上
自動火災報知設備 非常警報設備 （非常ベル、自動式サイレン、 放送設備）	非常電源専用受電設備（注①に掲げる防火対象物を除く。） 蓄電池設備（直交変換装置を有する蓄電池設備を除く。）	10分以上
ガス漏れ火災警報設備	直交変換装置を有しない蓄電池設備 自家発電設備（注③の場合に限る。） 直交変換装置を有する蓄電池設備（注③の場合に限る。） 燃料電池設備（注③の場合に限る。）	
誘導灯	直交変換装置を有しない蓄電池設備	20分以上
	直交変換装置を有しない蓄電池設備 直交変換装置を有しない蓄電池設備＋直交変換装置を有する 蓄電池設備	注④の場合は 60分以上
	直交変換装置を有しない蓄電池設備＋自家発電設備 直交変換装置を有しない蓄電池設備＋燃料電池設備	
排煙設備 加圧防排煙設備 非常コンセント設備	非常電源専用受電設備（注①に掲げる防火対象物を除く。） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分以上
消防用水（加圧送水装置）	非常電源専用受電設備（注①に掲げる防火対象物を除く。） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	60分以上
連結送水管（加圧送水装置）	非常電源専用受電設備（注①に掲げる防火対象物を除く。） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	120分以上
パッケージ型自動消火設備	蓄電池設備	60分＋10分 以上 （注⑤）
総合操作盤	各消防用設備等の種別に応じた非常電源とする。	おおむね120 分間以上

（注）① 延べ面積が1,000㎡以上の特定防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）

② 地階を除く階数が11以上で延べ面積が3,000㎡以上又は地階を除く階数が7以上で、延べ面積が6,000㎡以上の防火対象物（特定防火対象物を除く。）

③ 2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回路を1分間監視状態にすることができる容量を有す

る予備電源又は直交変換装置を有しない蓄電池設備を設ける場合

④ 次に掲げる防火対象物の規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに通ずる廊下及び通路、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路並びに直通階段に設けるもの（20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）

- ・ 令別表第1(1)項から(16)項までのうち延べ面積50,000㎡以上のもの又は地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積30,000㎡以上のもの
- ・ 令別表第1(16の2)項で延べ面積1,000㎡以上のもの
- ・ 令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの

【消防長が避難上必要があると認めて指定したもの】

複数の路線が乗り入れている駅

地下3層以上に乗降場を有する駅

⑤ 監視状態を60分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音等を10分間以上継続して発生させることができること。

⑥ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。

#### 4 非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、次により設置すること。

##### (1) 構造及び性能

非常電源専用受電設備の構造及び性能は、次によること。

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、不燃専用室に設置する場合又は屋外、屋上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物に限る。）に設ける場合で建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）から3m以上の距離を有して設けるもの（当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分の不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、この限りでない。）以外は、告示第7号に適合するものであること。

なお、原則として認定品を設置するよう指導すること。●

イ 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下「非常用配電盤等」という。）は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年告示第10号）によるほか、設置場所に応じて第23-2表により設置すること。

なお、原則として認定品を設置するよう指導すること。●

第23-2表

設置位置	配電盤等の種別
不燃専用室	第一種配電盤等
屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上(隣接する建築物等から3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分の不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられているものに限る。)	第二種配電盤等 一般形配電盤等
不燃材料で区画された機械室等	第一種配電盤等
耐火性能を有するパイプシャフト	第二種配電盤等
上記以外の場所	第一種配電盤等

備考1 第一種配電盤等とは、第1種配電盤又は第1種分電盤をいう。

- 2 第二種配電盤等とは、第2種配電盤又は第2種分電盤をいう。
- 3 一般形配電盤等とは、一般形配電盤又は一般形分電盤をいう。

- ウ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示がしてあること。
- エ 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備（キュービクル式のものを除く。）の機器及び配線は、非常電源回路に直接関係のない機器及び配線と容易に識別できるように隔離又は不燃材料の隔壁で遮へいされていること。●
- オ 非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤若しくは監視室等の監視盤の前面には、非常電源回路の電源が充電されていることを用意に確認できる表示灯が次により設けられていること。ただし、同一変圧器の二次側に非常電源回路が2以上ある場合にあつては、電源確認表示灯は1とすることができる。●
  - (ア) 表示灯の電源は、非常電源回路用過電流遮断器の二次側より分岐されていること。
  - (イ) 表示灯回路には適正なヒューズが用いられていること。
  - (ウ) 表示灯の光色は赤色であること。
  - (エ) 表示灯の直近には非常電源確認表示灯である旨の表示が設けられていること。
  - (オ) 表示灯回路には点滅器を設けていないこと。
- カ 直列リアクトルが設置されている回路にあつては、コンデンサ又はリアクトルの異常時に、当該回路を自動的に遮断できる装置が設けられていること。ただし、高調波等の影響を受けるおそれが少ない回路又は高調波対策が講じられた回路にあつては、この限りでない。
 

(注) 認定品にあつては、ウからカまでに適合しているものとして取り扱って支障ない。
- キ 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の低圧回路に非常用配電盤等を設ける場合は、引込線取付点から規制されるため、高圧又は特別高圧の専用受電設備として取り扱うこと。この場合の非常用配電盤等は、前(1)イによること

(2) 接続方法

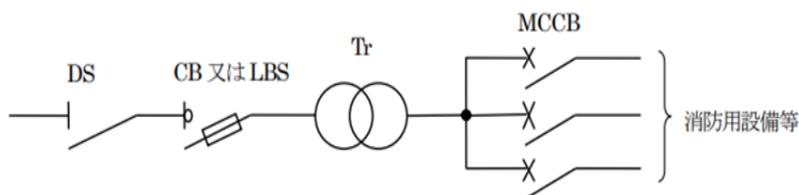
接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図り、次のいずれかの例によること。ただし、認定品については、これに適合するものとして取り扱うことができる。

ア 高圧又は特別高圧で受電し、消防用設備等へ電源を供給する場合

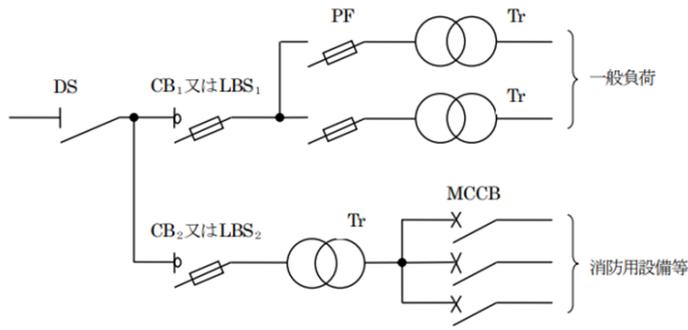
- (ア) 非常電源専用の受電用遮断器を設け供給するもの
  - a 配線用遮断器（MCCB）は、受電用遮断器（CB又はLBS）より先に遮断する性能を有すること。
  - b 消防用設備等の受電用遮断器（CB<sub>2</sub>又はLBS<sub>2</sub>）を専用に設ける場合は、一般負荷用受電用遮断器（CB<sub>1</sub>又はLBS<sub>1</sub>）と同等以上の遮断容量を有すること。

【凡例】

- DS : 断路器
- LBS : 負荷開閉器(PF（電力ヒューズ）付)
- CB : 遮断器
- Tr : 変圧器
- MCCB : 配線用遮断器



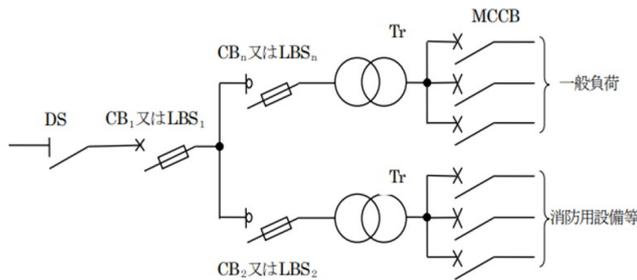
第23-1図



第23-2図

(イ) 非常電源専用の変圧器（防災設備専用の変圧器であって、その二次側から各負荷までを非常電源回路に準じた耐火配線としている場合を含む。）を設け供給するもの

- a 一般負荷の変圧器一次側には、受電用遮断器（ $CB_1$ 又は $LBS_1$ ）より先に遮断する一般負荷用遮断器（ $CB_n$ 又は $LBS_n$ ）を設けること。ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（ $MCCB$ ）を設けた場合はこの限りではない。
- b 消防用設備等専用変圧器の二次側に複数の配線用遮断器が設けられている場合の配線用遮断器は、受電用遮断器及び変圧器一時側に設けた遮断器より先に遮断するものを設けること。



第23-3図

(ウ) 一般負荷と共用する変圧器を設け供給するもの

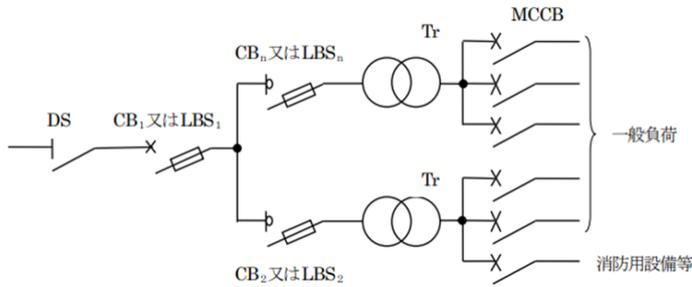
- a 一般負荷の変圧器一次側には、受電用遮断器（ $CB_1$ 又は $LBS_1$ ）より先に遮断する遮断器（ $CB_n$ 又は $LBS_n$ ）を設けること。ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（ $MCCB$ ）を設けた場合はこの限りでない。
- b 一般負荷と共用する変圧器の二次側には、次の全てに適合する配線用遮断器を設けること。
  - (a) 一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器の二次側の定格電流を超えないものであること。ただし、直近上位に標準定格のものがある場合は、その定格電流とすることができる。
  - (b) 配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側の定格電流に2.14（不等率1.5/需要率0.7）倍を乗じた値以下であること。ただし、過負荷を検出し一般負荷回路を遮断する装置を設けた場合は、この限りでない。

$$\text{変圧器の二次側の定格電流} = \frac{\text{変圧器容量 (kVA)} \times 10^3}{\text{変圧器二次電圧 (V)}} \quad \left[ \text{三相変圧器の場合は、求めた値を}\sqrt{3}\text{で除した値となる。} \right]$$

$$\text{不等率} = \frac{\text{各負荷の最大需要電力の和}}{\text{総括した時の最大需要電力}} \quad \text{需要率} = \frac{\text{最大需要電力}}{\text{設備容量}}$$

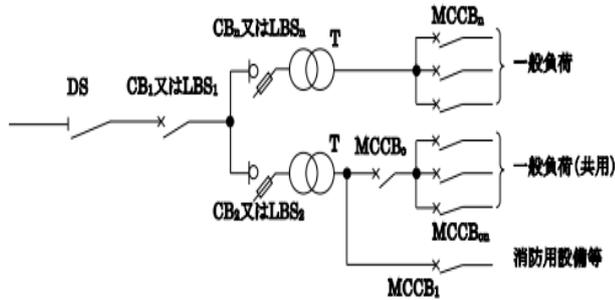
(c) 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においてもその短絡電流を有効に遮断するものであること。ただし、8(1)エに規定する耐火配線を行っている回路にあつてはこれによらないことができる。

(d) 配線用遮断器の動作特性は、上位（電源側）の遮断器を作動させないものであること。



第23-4図

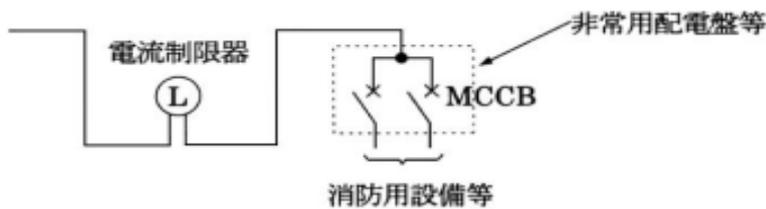
- (エ) 一般負荷と共用する変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設けその遮断器の一次側から供給するもの
- a 前(ウ) (b(b)を除く。)によるほか、一般負荷の主配線用遮断器 (MCCB<sub>0</sub>) は、受電用遮断器 (CB<sub>1</sub>又はLBS<sub>1</sub>) 及び変圧器一次側に設けた遮断器 (CB<sub>2</sub>又はLBS<sub>2</sub>) より先に遮断すること。ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器 (MCCB<sub>0n</sub>) を設けた場合はこの限りでない。
- b 一般負荷の主配線用遮断器 (MCCB<sub>0</sub>) の定格電流は、変圧器二次側の定格電流の1.5倍以下とし、かつ、消防用設備等の配線用遮断器 (MCCB<sub>1</sub>) との定格電流の合計は、2.14倍以下とすること。



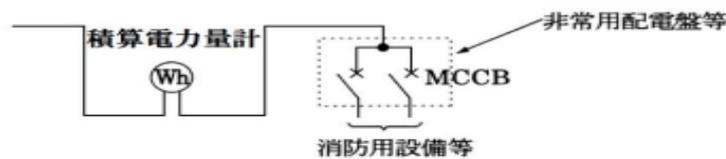
第23-5図

イ 低圧で受電し消防用設備等へ電源を供給する場合

- (ア) 非常電源専用に受電するもの

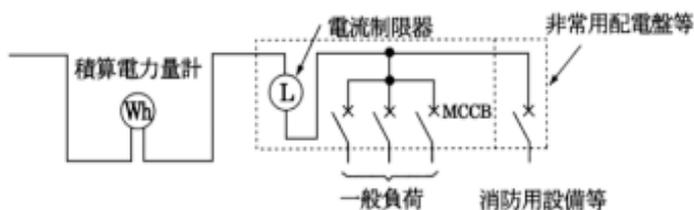


第23-6図

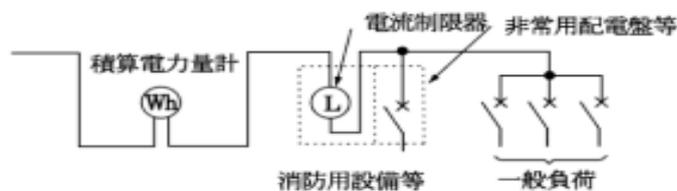


第23-7図

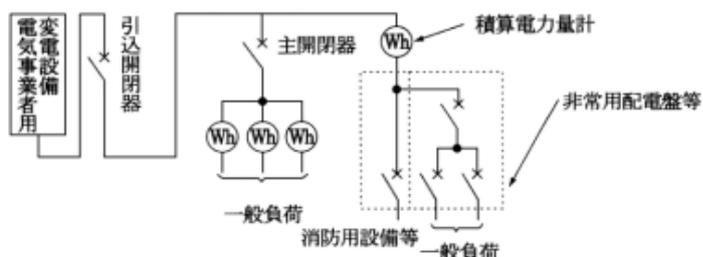
(イ) 一般負荷と共用で受電するもの



第23-8図



第23-9図



第23-10図

※消防用設備等で漏電火災警報器の電源は、電源制限器（電流制限器を設けていない場合にあつては主開閉器）の電源側から分岐すること。

(3) 設置場所等

非常電源専用受電設備の設置場所等は、条例第14条の規定によるほか、次によること。

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の設置場所は、次のいずれかによること。

(ア) 不燃専用室に設けること。

(イ) キュービクル式のものを用いる場合は、不燃専用室、不燃材料で区画された機械室等又は屋外若しくは建築物の屋上に設けること。

(ウ) 前(イ)以外のものを屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあつては隣接する建築物又は工作物から3m以上の距離を有して設けること。ただし、隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備を設けてある場合は、この限りでない。

イ 低圧で受電する非常用配電盤等の設置場所は、4(1)イによること。

ウ 設置場所には、点検及び操作に必要な照明設備又は電源（コンセント付）が確保されていること。ただし、低圧で受電する非常用配電盤等は除く。●

エ 設置場所は、点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。●

(4) 設置方法

ア 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けること。

イ 条例第14条に規定する変電設備を屋内に設置する場合は、次によること。

(ア) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない構造である位置に設けること。（条例第14条第1項第1号）

- (イ) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス、粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのないこと。(条例第14条第1項第2号)
  - (ウ) 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。(条例第14条第1項第3号の3)
  - (エ) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。(条例第14条第1項第4号)
  - (オ) 変電設備である旨の標識が設けられていること。(条例第14条第1項第5号)
  - (カ) 非常電源の周囲には火災が発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。(条例第14条第1項第7号)
  - (キ) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。(条例第14条第1項第11号)
- ウ 条例第14条に規定する変電設備を屋外に設ける場合は、前イ(オ)から(キ)までによること。
- エ 配線・附属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。
- オ 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
- カ 高圧回路各部の絶縁距離は、第23-3表又は第23-4表に示す値以上であること。
- キ 電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

第23-3表 キュービクル式のもの

(単位：mm)

絶縁距離を確保すべき部分		最小絶縁距離
高圧充電部(1)	相 互 間	90
	大地間(低圧回路を含む。)	70
高圧用絶縁電線非接続部(2)	相 互 間	20
	大地間(低圧回路を含む。)	20
高圧充電部と高圧用絶縁電線非接続部相互間(2)		45
電線端末充電部から絶縁支持物までの沿面距離		130

注(1) 単極の断路器などの操作にフック棒を用いる場合は、操作に支障のないように、その充電部相互間及び外箱側面との間を120mm以上とすること。ただし、絶縁バリヤのある断路器においては、この限りでない。

(2) 最小絶縁距離は、絶縁電線外被の外側からの距離をいう。

備考 高圧用絶縁電線の端末部の外被端から50mm以内は、絶縁テープ処理を行っても、その表面を高圧充電部とみなす。

第23-4表 キュービクル式以外のもの

高圧屋内配線と他の配線又は金属体との接近、交さ

(単位：mm)

接近対象物	低圧配線		高圧配線		管灯回路の電線、弱流電流電線、光ファイバーケーブル、水管、ガス管又はこれらに類するもの
	がいし引き配線	がいし引き以外の配線	がいし引き配線	ケーブル配線	
高圧屋内配線	①150	150	150	150	150
	②150	②150	②150	—	②150

注1 ①は、低圧屋内電線が、裸電線である場合は、300mm以上とすること。

2 ②は、高圧屋内配線を耐火性のある堅ろうな管に収め、又は相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設け、かつ、接触しないように設けるときは、この限りでない。

3 他の部分にあっては、電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(5) 引込回路

非常電源専用受電設備の引込回路の配線及び機器は、次によること。

ア 配線

引込線取付点（電気事業者用の変電設備がある場合は、当該室等の引出口）から非常電源の専用区画等までの回路（以下「引込回路」という。）の配線は、耐火配線とし、別表に示す方法により施設すること。

ただし、次の各号に掲げる場所（ウ）については別表A欄に示す(1)から(17)までの電線等を用いた金属管工事としたものに限る。●)については、この限りでない。

(ア) 地中

(イ) 別棟、屋外、屋上又は屋側で開口部からの火炎を受けるおそれが少ない場所

(ウ) 不燃材料で区画された機械室等

イ 引込回路に設ける電力量計、開閉器、その他これらに類するものは、前ア(イ)及び(ウ)又はその他これらと同等以上の耐熱効果のある場所に設けること。ただし、2(1)イに規定する非常用配電盤等に準じた箱に収容した場合は、この限りでない。

(6) 保有距離

非常電源専用受電設備は、第23-5表又は第23-6表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

第23-5表

(単位：m)

機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操 作 面 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	自家発電設備又は蓄電池設備		建 築 物 等
						キュービクル式	キュービクル式以外	
キュービクル式		1.0	0.6	0.2	0	0	1.0	1.0 注②
キュービクル式以外	閉鎖型	1.0 (1.2)		0.6	0.2	1.0	/	/
	オープン式	注①	0.8	/				

(注) ① ()内は、操作面が相互に面する場合

② 屋外に設ける場合に限る。

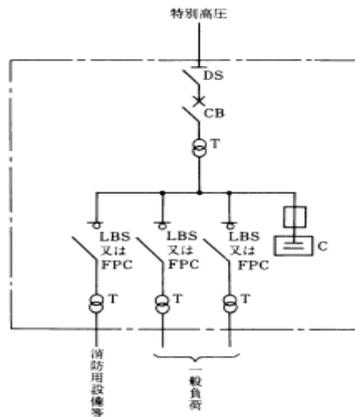
③ 3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火戸とした場合は3m未満にできる。

備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。



2 特別高圧又は高圧により受電するもの

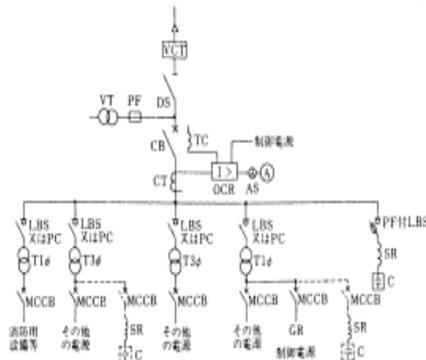
(1) 特別高圧の例



(注) C B は、一般負荷の過負荷及び短絡時において、L B S 又は F P C より先に遮断しないものであること。

(2) 高圧の例

ア 非常電源専用の変圧器から供給する例

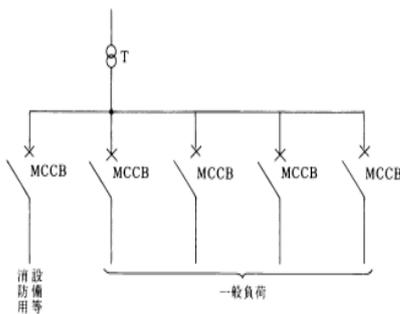


(注1) Tの一次側の開閉器は、省略することができること。

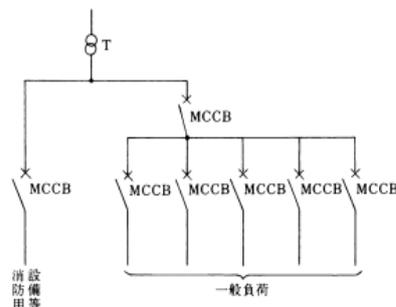
(注2) VTを設置する場合にあつては、VTに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。

(注3) キュービクル引込口の電源側に存するGR及びTの二次側から供給する場合にあつては、専用の開閉器(保護装置付き)を設けること。

イ 変圧器の二次側から供給する例



その1

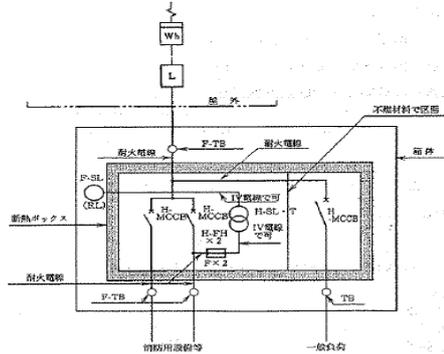


その2

(注) 一般負荷の過負荷及び短絡時において、一般負荷のMCCBで遮断すること。

参考図2 低圧で受電する非常電源専用受電設備の分岐方法

ア 電気事業者よりの受電点に使用する場合の例



(注1) 電気事業者と協議のうえ消防用設備等の回路を、Lの電源側から分岐することもできる。

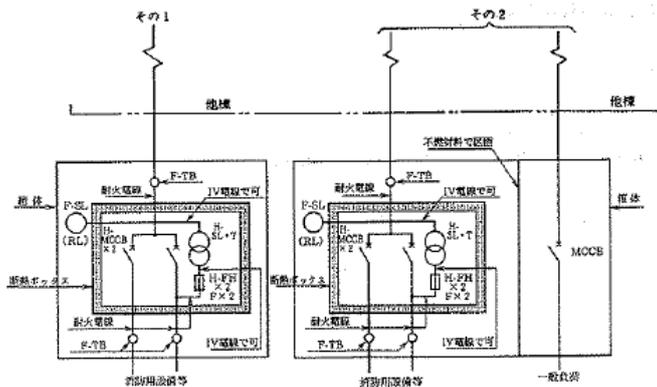
(注2) 略号の名称は、附表のとおりとする（以下同じ。）。

附表

略号の名称

略号	名称
F-TB	耐火形端子台
F-SL	耐火形表示灯
H-MCCB	耐熱形配線用遮断器
H-SL・T	耐熱形表示灯用変圧器
H-FH	耐熱形ヒューズホルダ
Wh	電力量計
TB	端子台
SL (RL)	表示灯 (赤色)
MCCB	配線用遮断器
F	ヒューズ
L	電流制限器 (電気事業者の供給区域によっては設置されない場合がある。)

イ 他棟で受電している場合の引込みの例



5 自家発電設備

自家発電設備は、次により設置されていること。

(1) 構造及び性能

自家発電設備の構造及び性能は、告示第1号によるほか、次によること。

なお、原則として認定品を設置するよう指導すること。●

ア 燃料槽及びその配管等の設置方法等については、危険物関係法令及び条例第36条及び第37条の規定によること。

イ 燃料槽は、原則として内燃機関又はガスタービン（以下「原動機」という。）の近くの設け、容量は定格負荷で連続運転可能時間以上連続して有効に運転できるものであること。

ウ 起動信号を発する検出器（不足電圧継電器等）は、高圧の発電機を用いるものにあつては、高圧側の常用電源回路に、低圧の発電機を用いるものにあつては、低圧側の常用電源回路にそれぞれ設けること。ただし、常用電源回路が前4の非常電源専用受電設備に準じている場合又は運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐しており、火災時等の停電に際し、直ちに操作できる場合は、この限りでない。

エ 制御装置の電源に用いる蓄電池設備は、6に準じたものであること。

オ 起動用に蓄電池設備を用いる場合は、次によること。

(ア) 専用に用いるもので蓄電池容量が10kWhを超える蓄電池設備（ただし、20kWh以下のものであつて、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定める出火防止措置が講じられたものを除く。）は、キュービクル式のものとする。

(イ) 他の設備（変電設備の操作回路等）と共用しているものは、キュービクル式のものとする。

(ウ) 別室に設けるものは、6(3)の例によること。

カ 冷却水を必要とする原動機には、定格で1時間（連結送水管の加圧送水装置にあつては、2時間）以上連続して有効に運転できる容量を有する専用の冷却水槽を当該原動機の近くに設けること。ただし、高架、地下水槽等で、他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分確保できる場合は、この限りでない。

キ 連結送水管の非常電源に用いる場合にあつては、長時間運転できる性能を有するものであること。●

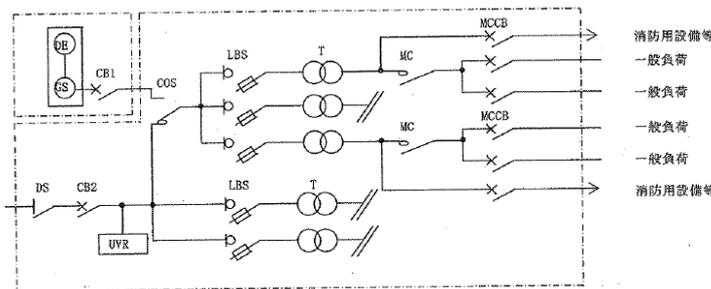
(2) 接続方法

接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとし、自家発電設備に防災負荷以外を接続する場合、当該負荷回路には、防災負荷に対して影響を与えないように適正な遮断器を設置すること。

なお、負荷回路に変圧器を用いる場合は、前4(2)ア(イ)から(エ)までの例によること。

ア 高圧発電機で供給するものの例

(ア) 自動切替装置を設けた例



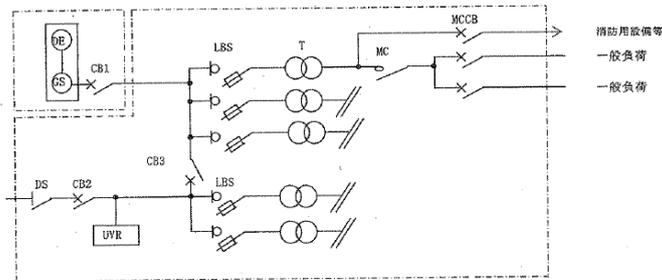
第23-11図

- (注) 1 LBSは、過負荷及び短絡時においてMCCBより先に遮断しないものであること。  
 2 COSは、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。  
 3 UVRは、CB2の二次側から自動切替装置までの間に設けること。  
 4 略号の名称は、附表のとおりとする（以下同じ）。

附表

略号	名称
UVR	交流不足電圧継電器
CB	遮断器
COS	自動切替装置
LBS	ヒューズ付負荷開閉器
MC	電磁接触器
MCCB	配線用遮断器
DS	断路器
T	変圧器
DE	原動機
GS	発電機
[ ]	不燃専用室等の区画

(イ) 自動遮断器等でインターロックして設けた例

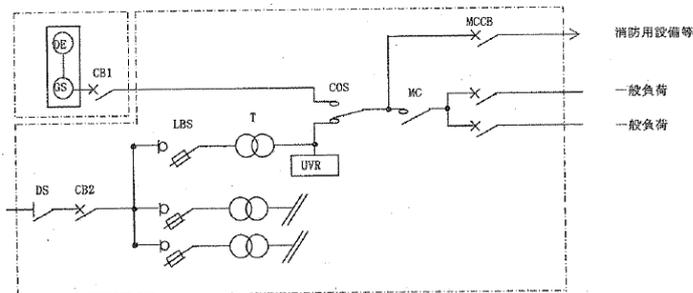


第23-12図

- (注) 1 CB1は、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。  
 2 UVRは、CB2からCB3まで又はCB1からCB3までの間に設けること。

イ 低圧発電設備で供給するもの

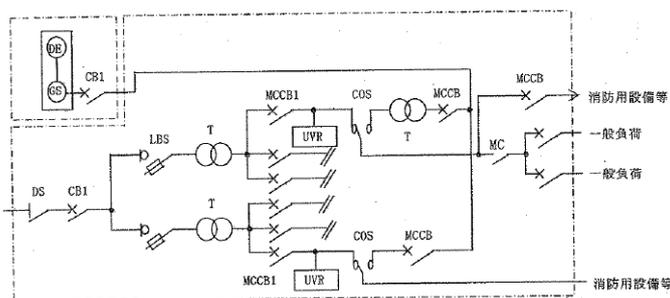
(ア) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例



第23-13図

- (注) UVRは、変圧器の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

(イ) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



第23-14図

(注) UVRは、MCCB1から自動切替装置までの間に設けること。

(3) 設置場所等

自家発電設備の設置場所等は、条例第15条の規定によるほか、次によること。

ア 4(3)の例によること。

イ 自家発電設備である旨の標識が設けられていること。

ウ 回路表示が、電源切替装置以降の配電盤部にされていること。

エ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。

(4) 設置方法

自家発電設備の設置方法は、条例第15条の規定によるほか、次によること。

ア 4(4)の例(イ及びウは条例準用規定による。)によること。

イ 不燃専用室に設置する場合、当該室の換気は、直接屋外に面する換気口等又は専用の機械換気設備により行うこと。ただし、他の室又は部分の火災により換気の供給が停止されない構造の機械換気設備にあっては、この限りでない。

ウ 前イの機械換気設備には、当該自家発電設備の電源が供給できるものであること。

(5) 容量

自家発電設備の出力算定にあたっては、次によること。

ア 自家発電設備に係る負荷全てに所定の時間供給できる出力容量であること。ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。

(ア) 同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対し、非常電源を共用し、一の自家発電設備から電力を供給する場合で防火対象物ごとに消防用設備等が独立して使用するものは、それぞれの防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量を計算し、その容量が最も大きい防火対象物に対して電力を供給できる出力容量がある場合(非常用の照明装置のように同時に使用する設備は合算すること。)

(イ) 消防用設備等の種別又は組合せ若しくは設置方法等により同時に使用する場合がありますが得ないと思われるもので、その容量が最も大きい消防用設備等の群に対して電力を供給できる出力容量がある場合

イ 自家発電設備は、全負荷同時起動ができるものであること。ただし、逐次5秒以内に、順次電力を供給できる装置を設ける場合、40秒以内に全負荷に電力を供給できること。●

ウ 自家発電設備を一般負荷と共用する場合は、消防用設備等への電力供給に支障を与えない出力容量であること。

エ 消防用設備等の使用時のみ一般負荷(防災設備及びエレベーターを除く。以下同じ。)を遮断する方式で次に適合するものにあっては、一般負荷の容量は加算しないことができる。

(ア) 随時一般負荷の電源が遮断されることにおいて二次的災害の発生が予想されないものであること。

- (イ) 一般負荷の遮断は、原則としてポンプを用いる消防用設備等の起動によること。ただし、次の全てに適合する場合は、自動火災報知設備の作動信号によることができる。
  - a アナログ方式の自動火災報知設備又は蓄積機能を有する自動火災報知設備であること。
  - b 防火対象物の全館が自動火災報知設備により警戒されていること。
- (ウ) 一般負荷の遮断は、自動とし、復旧は、手動とすること。
- (エ) 一般負荷を遮断する回路に使用する配線は、別表に示す耐火配線又は耐熱配線により施設すること。
- (オ) 一般負荷を遮断する回路は、(イ)の消防用設備等に常時監視電流を供給すること。
- (カ) 一般負荷を遮断する装置は、発電設備室、変電設備室等の不燃材料で区画された部分で容易に点検できる位置に設けるとともに、一般負荷の遮断装置である旨の表示を設けておくこと。

(6) 保有距離

自家発電設備は、第23-7表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

第23-7表

(単位：m)

機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	周 囲	相 互 間	相 対 す る 面				変電設備又は蓄電池設備		建 築 物 等
								操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キ ュ ー ビ ク ル 式	キ ュ ー ビ ク ル 式 以 外	
キュービクル式		1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0 注①
キュービクル式以外	自家発電装置注②	/	/	/	/	0.6	1.0					1.0	/	3.0 注②
	燃料タンク・原動機	/	/	/	/	/	0.6 注③					/	/	/

(注) ① 屋外に設ける場合に限る。

② 3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火戸とした場合は3m未満にできる。

③ 予熱する方式の原動機にあつては2.0mとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間を不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。

備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(7) その他

ア 自家発電設備の点検等により、当該自家発電設備からの電力が供給できなくなる場合であっても、火災時の対応に支障がないようにするため、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 非常電源が使用不能となる場合が短時間である場合

- a 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。
- b 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に自家発電設備の点検等を行うこと。
- c 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、又は消火器の増設等により

初期消火が適切に実施できるようにすること。

(イ) 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

前アで掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源（可搬式電源等）を設けること。

イ 告示第1号第2、1(13)ロ(ハ)の規定のただし書により蓄電池設備を設ける場合にあっては、マイクロガスタービンのガス圧縮機が安定して圧縮ガスを供給する等により、定格運転が開始されるまでの間も、防火対象物に設置されている各消防用設備等が有効に作動するための容量を蓄電池設備で確保しなければならないこと。

## 6 蓄電池設備

蓄電池設備は消防用設備等に内蔵するものを除き、次により設置されていること。

(1) 構造及び性能

ア 蓄電池設備の構造及び性能は、告示第2号によるほか、次によること。

なお、原則として認定品を設置するよう指導すること。●

イ 充電装置を蓄電池室に設ける場合は、鋼製の箱に収容すること。

ウ 充電電源の配線は、配電盤又は分電盤から専用の回路とし、当該回路の開閉器等には、その旨を表示すること。

エ 直交変換装置の構造及び性能については、次の例図を参考とすること。

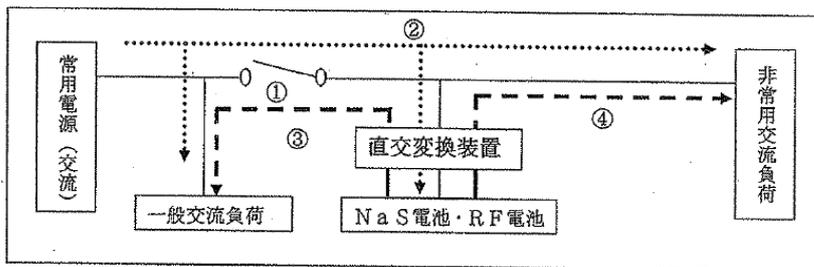


図 直交変換装置の例

1. NaS電池及びRF電池は、電力負荷平準化（電気料金の安い夜間に充電を行い、昼間に放電を行うこと）を目的として、一般的に常用電源・非常用電源兼用とすることを想定している。
2. 通常は遮断器①は閉じており、交流の常用電源は②のとおり、一般交流負荷及び非常用交流負荷（非常用負荷のうち病院の生命維持装置等常時使用するもの）に使用されるとともに、直交変換装置により直流に変換されて、NaS電池・RF電池等を充電する。
3. 電力負荷平準化のため、時間帯によっては③のとおり、NaS電池・RF電池等からの直流電流を直交変換装置により交流に変換し、一般交流負荷に電力を供給する。（従来の鉛蓄電池、アルカリ蓄電池は、容量が小さいため、非常用負荷専用となっているものが多く、③のように一般負荷に電力を供給するものは希である。）
4. 非常の際、停電等が発生している場合は①の遮断器を自動で開放し、NaS電池・RF電池等からの直流電流を直交変換装置により交流に変換して、④のように優先的に非常用負荷に電力を供給する。

(2) 接続方法

接続方法は、別図1に示す方法により結線され、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとする。

(3) 設置場所

蓄電池設備の設置場所等は、条例第16条の規定によるほか、次により設置すること。

ア 4(3)の例によること。

イ 蓄電池設備である旨の標識が設けられていること。

(4) 設置方法

蓄電池設備の設置方法は、4(4)（イ及びウは条例準用規定による。）の例によること。

(5) 容量

蓄電池設備の容量算定にあつては、次によること。

ア 容量は、最低許容電圧（蓄電池の公称電圧80%の電圧をいう。リチウムイオン蓄電池は、蓄電池の性能を保持するために最低必要な電圧をいう。）になるまで放電した後、24時間充電し、その後充電を行うことなく1時間以上監視状態を続けた直後において消防用設備等が第23-1表の右欄に掲げる使用時分以上有効に作動できるものであること。ただし、停電時に直ちに電力を必要とする誘導灯等にあつては、1時間以上の監視状態は必要としない。

イ 容量は、前アによるほか、5(5)（イを除く。）の例によること。

ウ 一の蓄電池設備を2以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合は、使用時分の最も長い消防用設備等の使用時分を基準とし、算定すること。

(6) 保有距離

蓄電池設備は、第23-8表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

第23-8表

(単位：m)

機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	周 囲	相 互 間	相 対 す る 面				変電設備又は蓄電池設備		建 築 物 等	
								操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キ ュ ー ビ ク ル 式	キ ュ ー ビ ク ル 式 以 外		
キュービクル式		1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0	注
キュービクル式以外	蓄電池	/	0.6	/	0.1		☆ 0.6	/	/	/	/	/	/	/	/
	充電装置 逆変換装置 直交変換装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注) 屋外に設ける場合に限る。

備考 欄中☆印は、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6mを超える場合にあつては、1.0m以上離れていること。

欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(7) その他

NaS電池又はRF電池は、常用運転（電力負荷平準化運転（電力料金の安い夜間に充電を行い、昼間に放電を行うこと））と非常用運転を兼用する設備であるが、このように一般負荷にも電力を供給している蓄電池設備については、非常用負荷に用いるために必要な電力を常時確保すること。

なお、当該NaS電池又はRF電池の点検等により、電力の供給ができなくなる場合であっても、火災時の

対応に支障がないようにするため、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を講ずること。

ア 非常電源が使用不能となる場合が短時間である場合

(ア) 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。

(イ) 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に NaS 電池又は R F 電池の点検等を行うこと。

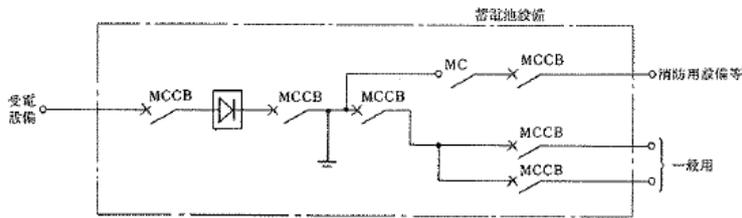
(ウ) 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか又は消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。

イ 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

前アで掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源（可搬式電源等）を設けること。

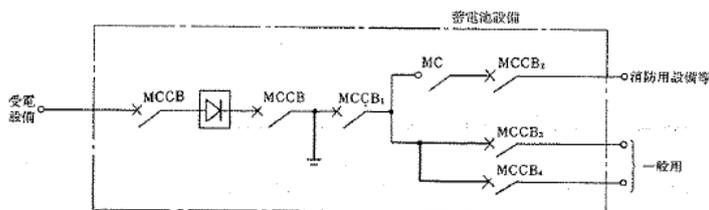
別図1 蓄電池設備からの分岐方法

(1) 主遮断器の一次側より分岐する場合の例



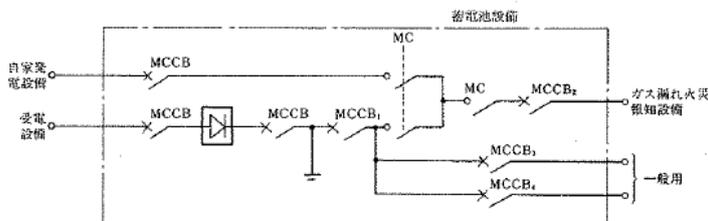
(注) 略号の名称は、MCCBは配線用遮断器を、MCは電磁開閉器を示す。

(2) 主遮断器の二次側より分岐する場合の例

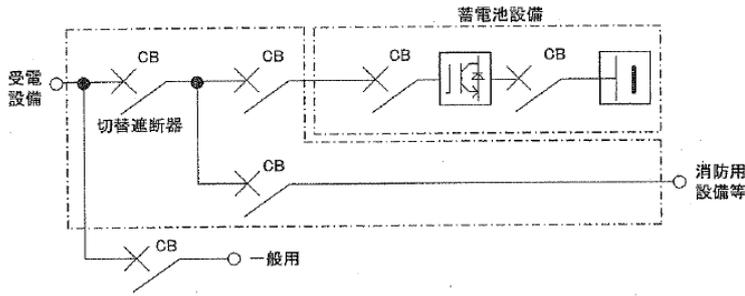


(注) 主遮断器MCCB<sub>1</sub>は過負荷及び短絡時にMCCB<sub>3</sub>、MCCB<sub>4</sub>より先に遮断しないものとする。

(3) 蓄電池設備と自家発電設備と併用する場合の例

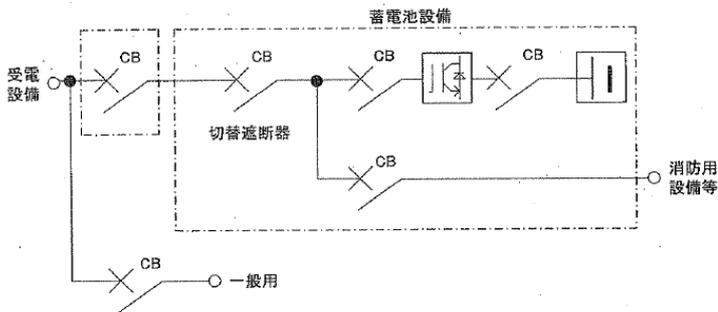


(4) 直交変換装置と接続する場合の例1

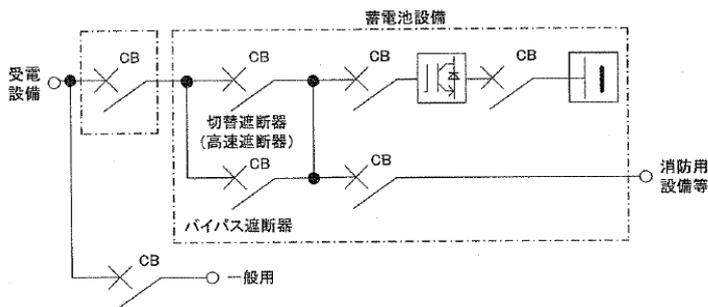


(注) 略号の名称は、CBは高圧用遮断器を示す(以下同じ)。

(5) 直交変換装置と接続する場合の例2



(6) 直交変換装置と接続する場合の例3



7 燃料電池設備

燃料電池設備は、次により設置されていること。

(1) 構造及び性能

燃料電池設備の構造及び性能は、告示第8号によるほか、次により設置すること。

なお、原則として、認定品として設置するよう指導すること。●

ア 5(1)エ及びオによること。

イ 燃料容器は、原則として燃料電池設備の近くに設け、容量は定格負荷で連続運転可能時間以上連続して有効に運転できるものであること。

ウ 起動信号を発する検出器(不足電圧継電器等)は、第23-13、第23-14図の例により低圧側の常用電源回

路にそれぞれ設けられていること。

ただし、常用電源が4の非常電源専用受電設備に準じている場合又は運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐しており、火災時等の停電に際し、直ちに操作できる場合は、この限りでない。

エ 冷却水は、定格で1時間（連結送水管の加圧送水装置にあつては、2時間）以上連続して有効に運転できる容量を有する専用の冷却水槽が当該燃料電池設備の近くに設けられていること。ただし、高架、地下水槽等で、他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分確保できる場合は、この限りでない。

なお、この場合、当該水槽に対する耐震措置並びに地震動を十分考慮した配管接続及び建物貫通部の処理を行うこと。

(2) 接続方法

接続方法は、供給電圧に応じ、別図2に示す方法等により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように設けるほか、5(2)の例によること。

(3) 設置場所等

燃料電池設備の設置場所等は、条例第11条の2の規定によるほか、次により設置すること。

ア 4(3)の例によること。

(4) 設置方法

燃料電池設備の設置方法は、4(4)の例（イ及びウは条例準用規定による。）によること。

(5) 容量

燃料電池設備の容量は、5(5)（イを除く。）の例によること。

(6) 保有距離

燃料電池設備は、第23-9表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

第23-9表

(単位：m)

保有距離を確保しなければならない部分	操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	相 対 す る 面				変電設備、自家 発電設備又は蓄 電池設備		建 築 物 等
					操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キ ュ ー ビ ク ル 式	キ ュ ー ビ ク ル 式 以 外	
保 有 距 離	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0 注

(注) 屋外に設ける場合に限る。

(7) その他

燃料電池設備の点検等により、電力の供給ができなくなる場合であっても、火災時の対応に支障がないようにするため、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を講ずること。

ア 非常電源が使用不能となる場合が短時間である場合

(ア) 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。

(イ) 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に燃料電池設備の点検等を行うこと。

(ウ) 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、又は消火器の増設等により初

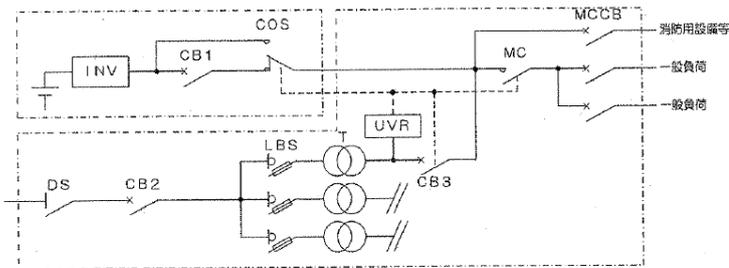
期消火が適切に実施できるようにすること。

イ 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

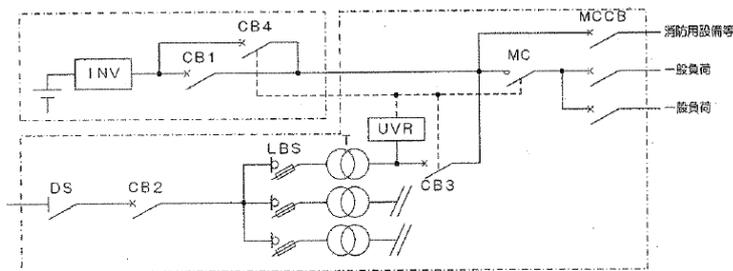
前アで掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源（可搬式電源等）を設けること。

別図2 低圧発電設備で供給するもの

(1) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例



(2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



附表

略号の名称

略号	名称
UVR	交流不足電圧継電器
CB	遮断器
COS	自動切替装置
LBS	ヒューズ付負荷開閉器
MC	電磁接触器
MCCB	配線用遮断器
DS	断路器
T	変圧器
[- - -]	不燃専用室等の区画

8 非常電源回路等

非常電源回路、操作回路、警報回路、表示灯回路等（以下「非常電源回路等」という。）は、消防用設備等の種別に応じて次により施設するものとする。

(1) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備の非常電源回路等は、次によること。

ア 非常電源回路は、非常電源の専用区画等から直接専用の回路とすること。ただし、他の消防用設備等及び防災設備用の回路、高圧又は特別高圧の電路若しくは2系統以上の給電回路等であって、かつ、それぞれ開閉器、遮断器等で分岐できる回路にあつてはこの限りでない。

イ 前アの非常電源回路に使用する開閉器、遮断器等は、点検に便利な場所に設けること。また、これらを収容する箱の構造及び性能は、4(1)イに規定する非常用配電盤等の例によること。ただし、当該消防用設備等のポンプ室内に設置する場合にあつては、この限りでない。

ウ 電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。この場合、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第15条により、地絡遮断装置の設置が必要となる際は、経済産業省から示された「電気設備の技術基準の解釈」第36条第5項を適用すること。

エ 耐火、耐熱配線は、第23-16図の例により非常電源の専用区画等から電動機の接続端子までの部分を耐火配線、表示灯回路及び操作（起動）回路までの部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す配線方法により施設すること。ただし、耐火配線の部分で次に掲げるものについては、これによらないことができる。

(ア) 4(5)アただし書に掲げる場所に別表A欄の(1)から(17)までに示す電線等を用いるケーブル工事、金属管工事又は2種金属製可とう電線管工事としたもの若しくはバスダクト工事としたもの

(イ) 電動機等の機器に接続する短小な部分を別表A欄の(1)から(17)までに示す電線等を用い金属管工事又は2種金属可とう電線管工事としたもの

(ウ) 常時開路式の操作回路を金属管工事、2種製可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事としたもの

(エ) 制御盤等に非常電源を内蔵した当該配線●

オ 耐火電線等（耐火電線と一般電線の混在したものも含む。）をケーブルラック等により露出して敷設する場合は、次のいずれかにより設けること。ただし、機械室、電気室等不特定多数の者の出入りしない場所に敷設する場合は、この限りでない。◆

(ア) 別表B欄(1)から(4)の工事とすること。

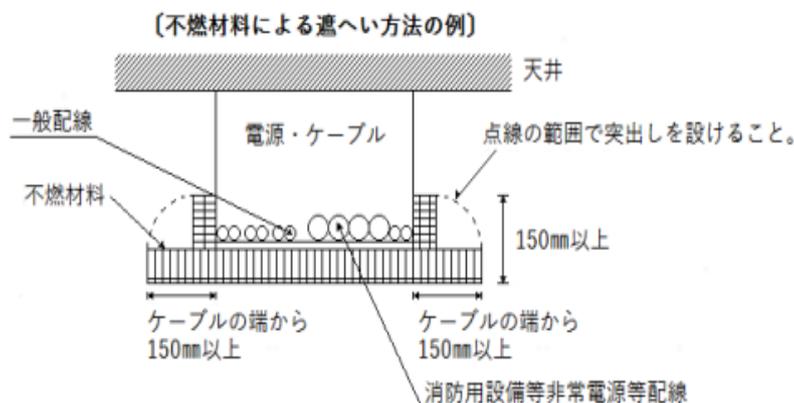
(イ) 準不燃材料でつくられた天井又はピット内に隠ぺいすること。

(ウ) 耐火電線等に延焼防止剤を塗布すること。

(エ) ケーブルラック下部を不燃材料で遮へいすること（第23-15図参照）。

(オ) 別に指定する耐火電線を用いる場合

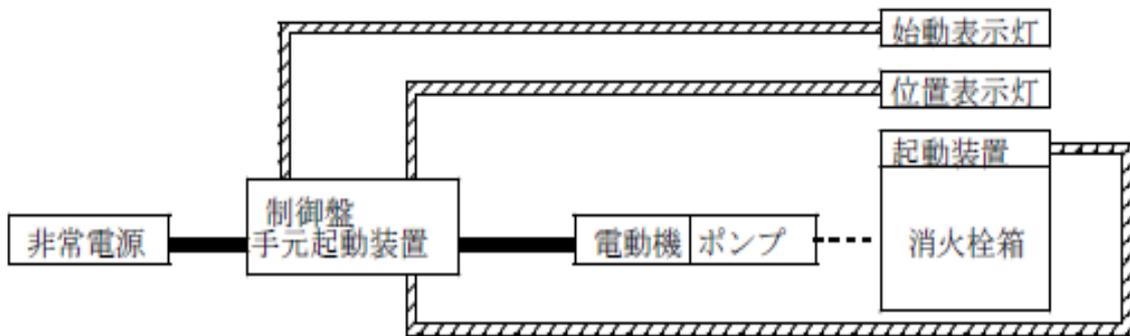
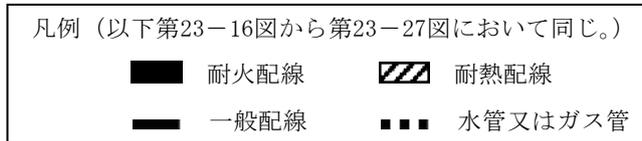
※ 高難燃ノンハロゲン耐火電線（認定品）が指定されている。



第23-15図

カ 耐火電線、耐熱電線等に接続部が生じる場合は、「耐火電線等に係わる接続工法の取扱いについて」（平成10年7月31日付け消防予第123号）により行うこと。

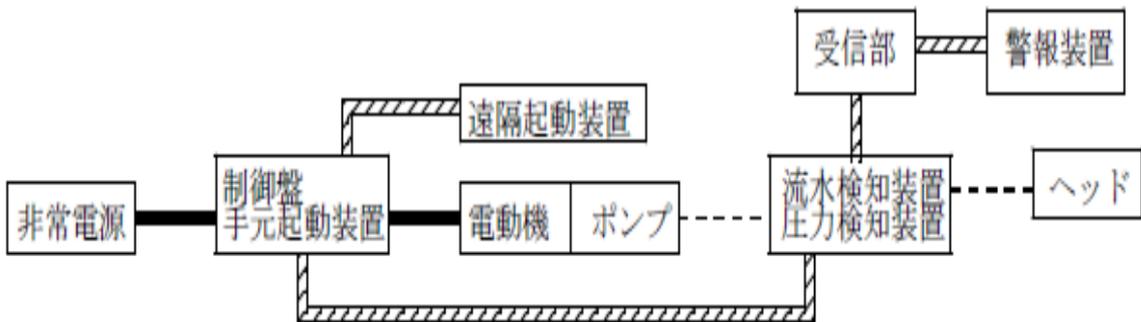
なお、当該工法が標準工法以外の工法であるものについては、（一社）電線総合技術センターに設けられている耐火・耐熱電線認定業務委員会において、耐火又は耐熱性能の確認を受けている旨の図書の写しを添付すること。



第23-16図

(2) スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の非常電源回路等は、第23-17図の例により非常電源の専用区画等から電動機等の接続端子までの部分を耐火配線、操作回路等の部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す配線方法により施設するほか、前(1)により施設すること。



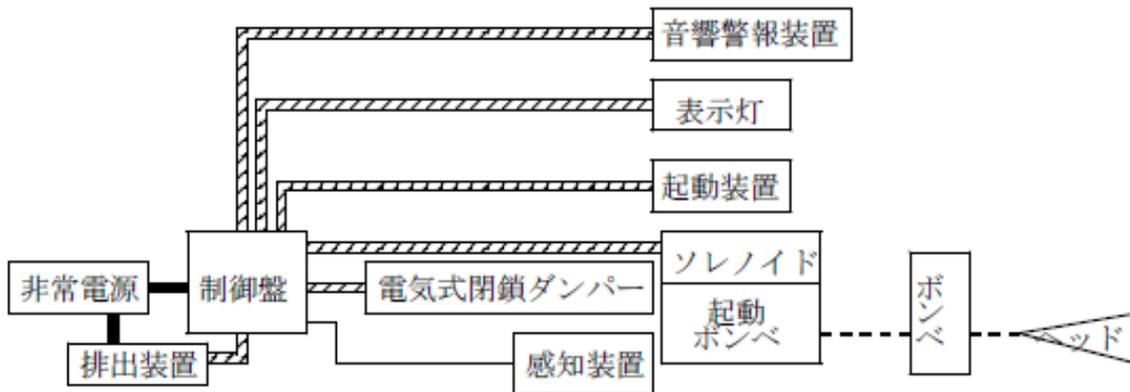
第23-17図

(3) 水噴霧消火設備及び泡消火設備

水噴霧消火設備及び泡消火設備の非常電源回路等は、前(1)の例により施設すること。

(4) 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の非常電源回路等は、第23-18図の例により非常電源の専用区画等から制御盤及び排出装置の接続端子までの部分を耐火配線とし、警報回路、表示灯回路、操作回路、起動回路及び電気式閉鎖ダンパー・シャッター回路等の部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す配線方法により施設するほか、前(1)（エ(ウ)を除く。）により施設すること。



第23-18図

(5) 屋外消火栓設備

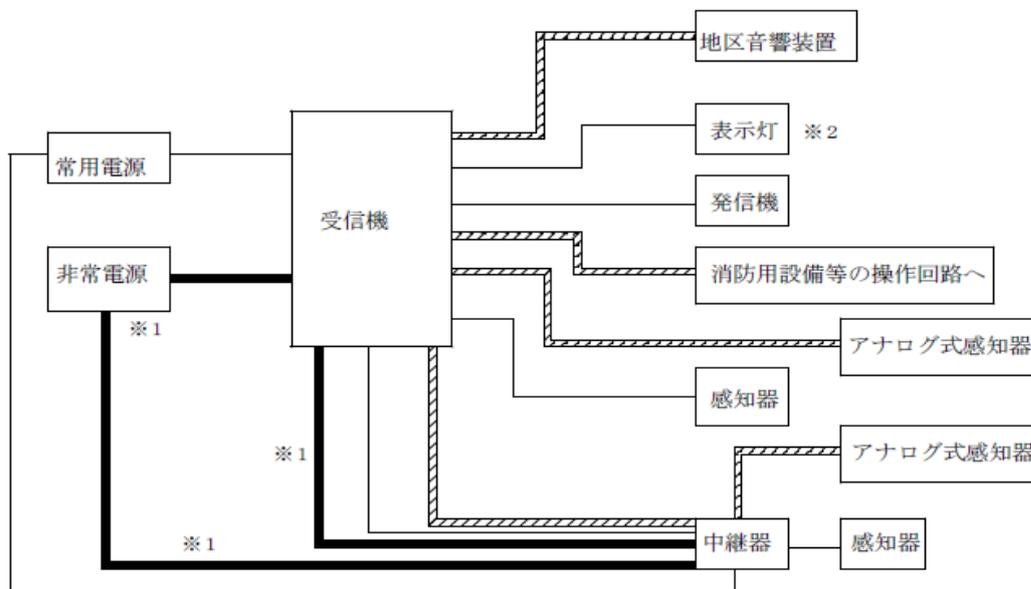
屋外消火栓設備の非常電源回路等は、前(1)の例により施設すること。

(6) 自動火災報知設備

ア 自動火災報知設備の非常電源回路等は、第23-19図の例により非常電源の専用区画等から受信機の接続端子まで及び非常電源を必要とする中継器までの部分を耐火配線、地区音響装置回路等の部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す配線方法により施設するほか、前(1)（エを除く。）により施設すること。ただし、次に掲げるものについては、これによらないことができる。

(ア) 耐火配線の部分で、受信機が設けられている部屋（関係者以外の者がみだりに出入りすることのできないものに限る。）内の配線を別表A欄の(1)から(17)に示す電線等を用いて金属管工事又は2種金属製可とう電線管工事としたもの

(イ) (1)エ(ア)又は(イ)に該当するもの



(注) ※1 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は、一般配線でもよい。）  
 ※2 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

第23-19図

イ 予備電源の容量が、規則第24条に定める非常電源の容量以上である場合は、令第32条の規定を適用して非常電源を省略することができる。ただし、非常電源の容量が十分であっても、予備電源を省略することはできない。

(7) ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ火災警報設備の非常電源回路等は、次によること。

ア 非常電源を他の消防用設備等と共用しない場合

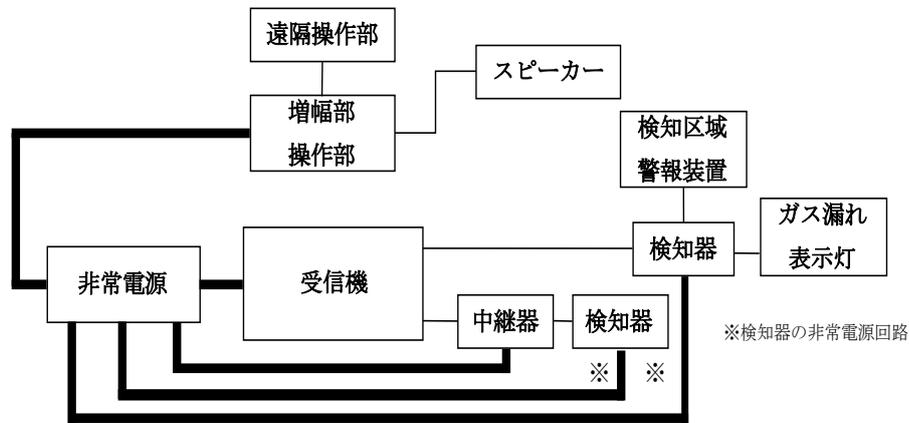
(ア) 前(1)ア及びウの例により施設すること。

(イ) 受信機の予備電源を受信機の外部に設けるものは、不燃性の箱に収納し、受信機と予備電源との間は耐火配線又は耐熱配線とすること。

イ 非常電源を他の消防用設備等と共用する場合

(ア) 前(1)アからオの例によること。

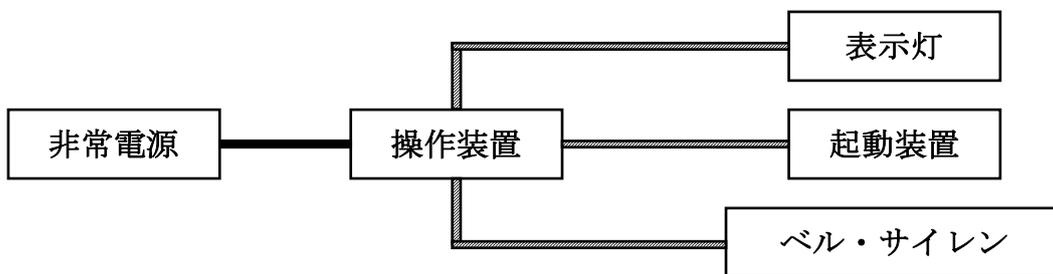
(イ) 耐火配線は、第23-20図の例により、非常電源の専用区画等から受信機の接続端子まで及び非常電源を必要とする検知器、中継器、増幅器及び操作部までの部分を耐火配線とし、別表に示す配線方法により設置すること。ただし、前(6)ア(ア)又は(イ)に準ずるものはこれによらないことができる。



第23-20図

(8) 非常ベル及び自動式サイレン

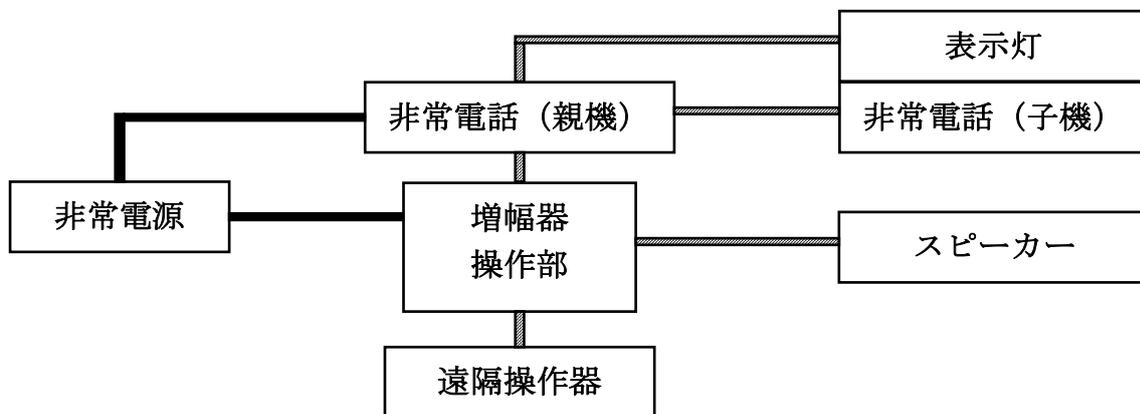
非常ベル及び自動式サイレンの非常電源回路等は、第23-21図の例により非常電源の専用区画等から操作装置までの部分を耐火配線、ベル・サイレン回路、操作回路及び表示灯回路の部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す配線方式により施設するほか前(1)の例により施設すること。



第23-21図

(9) 放送設備

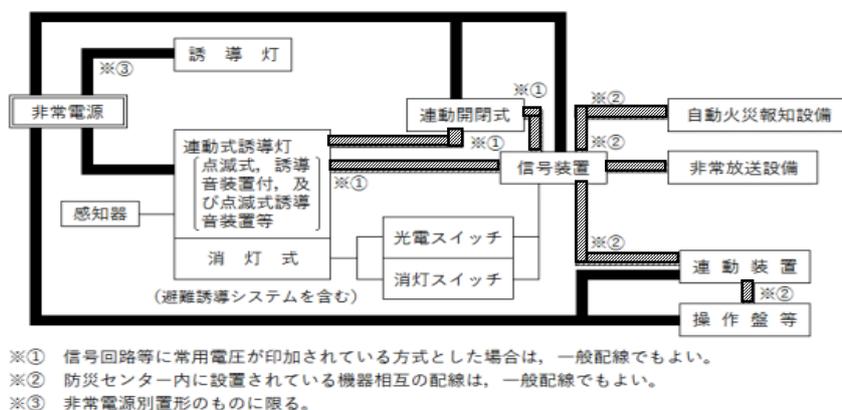
放送設備の非常電源回路等は、第23-22図の例により非常電源の専用区画等から増幅器の接続端子及び親機までの部分を耐火配線、操作回路、スピーカー回路及び表示灯回路の部分耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す配線方法により施設するほか、(1) (エを除く。) の例により施設すること。ただし、前(6)ア又はイに準ずるものは、この限りでない。



第23-22図

(10) 誘導灯

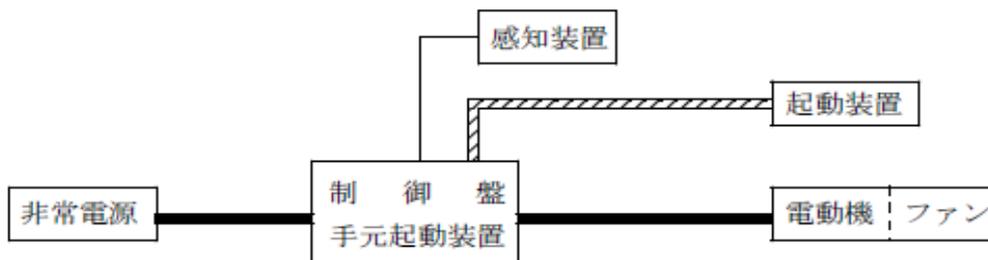
誘導灯の非常電源回路は、第23-23図の例により非常電源の専用区画等から誘導灯の接続端子までの部分を耐火配線とし、別表に示す配線方法により施設するほか、前(1)の例により施設すること。



第23-23図

(11) 排煙設備

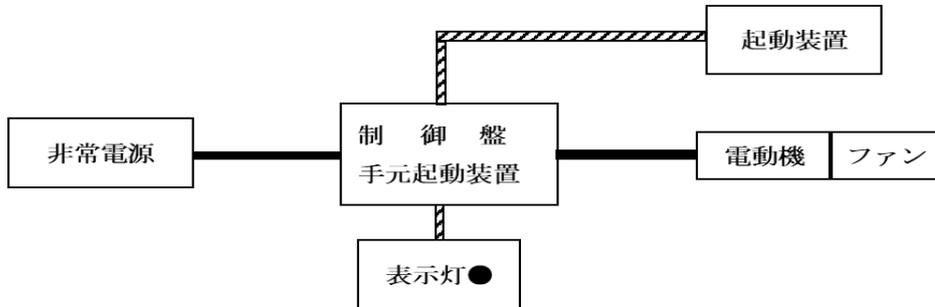
排煙設備の非常電源回路等は、第23-24図の例により非常電源の専用区画等から電動機の接続端子までの部分を耐火配線、操作回路の部分耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す配線方法により施設するほか、前(1)の例により施設すること。



第23-24図

(12) 連結送水管

連結送水管に設ける加圧送水装置の非常電源回路等は、第23-25図の例により非常電源の専用区画等から電動機の接続端子までの部分を耐火配線とし、操作回路等の部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す配線方法によるほか、前(1)の例により施設すること。ただし、非常電源回路に耐火電線を用いる場合にあつては、別表C欄の(1)から(4)の施設方法に限るものとする。



第23-25図

(13) 非常コンセント設備

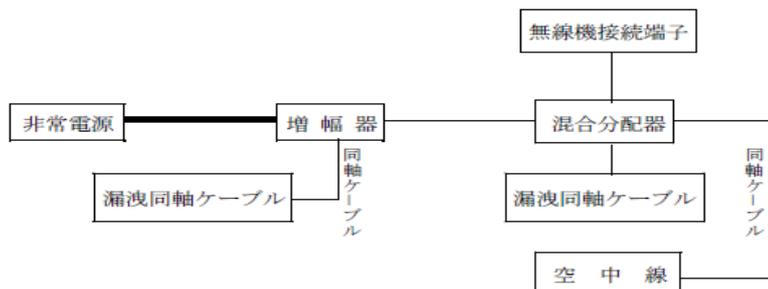
非常コンセント設備の非常電源回路等は、第23-26図の例により非常電源の専用区画等から非常コンセントの接続端子までの部分を耐火配線、表示灯回路の部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表に示す配線方法により施設するほか、前(1)の例により施設すること。



第23-26図

(14) 無線通信補助設備

無線通信補助設備の非常電源回路等は、第23-27図の例により非常電源の専用区画等から増幅器の接続端子までの部分を耐火配線とし、別表に示す配線方法により施設するほか、前(1)の例により施設すること。



第23-27図

別表 配線方法

左欄の区分、A欄の電線等の種類及びB欄の工事種別によりC欄の施工方法によること。

区分	A欄	B欄	C欄
	電線等の種類	工事種別	施工方法
耐火配線	(1) アルミ被ケーブル (2) 鋼帯がい装ケーブル (3) クロロプレン外装ケーブル (4) 鉛被ケーブル (5) 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (6) CDケーブル (7) 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル (8) ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル (9) ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (10) EPゴム絶縁クロロプレンシースケーブル (11) 架橋ポリエチレン絶縁電線 (IC) (12) 600V 2種ビニル絶縁電線 (HIV) (13) ハイパロン絶縁電線 (14) 四ふっ化エチレン (テフロン) 絶縁電線 (15) シリコンゴム絶縁電線 (16) ポリエチレン絶縁電線 (17) EPゴム絶縁電線	(1) 金属管工事 (2) 2種金属製可とう電線管工事 (3) 合成樹脂管工事 (C欄の(1)により施工する場合に限る。)	(1) 耐火構造の壁、床等に埋設する。この場合の埋設深さは壁体等の表面から20mm以上とする。 (2) 1時間耐火以上の耐火被覆材又は耐火被覆で覆う。 (3) ラス金網を巻きモルタル20mm以上塗る。 (4) 耐火性能を有するパイプシャフト (ピット等を含む。) に隠ぺいする。
	(18) バスダクト	(4) 金属ダクト工事 (5) ケーブル工事	(2)、(3)又は(4)により施設する。 A欄の(1)から(10)までのケーブルを使用し、耐火性能を有するパイプシャフト (ピット等を含む。) に施設するほか、他の電線との間に不燃性隔壁を堅固に取り付け又は15cm以上の隔離を常時保持できるように施設する。
	(19) 耐火電線	(6) バスダクト工事	1時間耐火以上の耐火被覆で覆う。ただし、耐火性能を有するもの及び(4)に設けるものは除く。
	(20) MIケーブル	(5)のケーブル工事	B欄の(1)、(2)、(3)又は(4)で保護することもできる。
	(1)から(17)までの電線等	(5)のケーブル工事	—
	(1)から(10)までの電線等	(1)、(2)又は(4)の工事 (5)のケーブル工事	— 不燃性のダクト及び耐火性能を有するパイプシャフト (ピット等を含む。) に隠ぺいする。
	(21) 耐熱電線 (22) 耐熱光ファイバーケーブル (23) 耐熱同軸ケーブル (24) 耐熱漏えい同軸ケーブル	(5)のケーブル	—

- 注 1 耐火電線は、「耐火電線の基準」(平成9年消防庁告示第10号)に適合する電線であること。  
 2 耐熱電線は、「耐熱電線の基準」(平成9年消防庁告示第11号)に適合する電線であること。  
 3 耐火性を有するバスダクトは、「耐火電線の基準」(平成9年消防庁告示第10号)に適合するバスダクトであること。  
 4 耐熱光ファイバーケーブルは、「光ファイバーケーブルの耐熱性能等について」(昭和61年消防予第178号消防庁予防救急課長通知)に適合する光ファイバーケーブルであること。  
 5 耐熱同軸ケーブル及び耐熱漏えい同軸ケーブルは、「無線通信補助設備の基準」(昭和53年消防予第1号消防庁予防救急課長通知)及び「無線通信補助設備に用いる漏えい同軸ケーブル等の自主管理について」(平成9年消防予第45号)に適合する耐熱性を有するものであること。  
 6 1から3までについては、原則として、認定品であること。●